

国道495号

JR鹿児島本線

古賀市騒音規制指定地図

[第2回]

特定工場に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼	夕	夜間	主な都市計画法の用途地域
	午前6時 ～午前8時	午前8時 ～午後7時	午後7時 ～午後11時	午後11時 ～午前6時	
第1種区域	45	50	45	45	第1・2種の住宅街等の地域
第2種区域	50	60	50	50	第1・2種の商業地、準工業地域
第3種区域	65	65	65	55	第1・2種の住居地、商業地及び準工業地域
第4種区域	70	70	70	65	工業地域

(注) 規制値は、敷地境界線上の値

福津市

九州自動車道



450m

宮若市

古賀ダム

柏屋郡
久山町

柏新宮町

0 250 500 1,000m

特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	規制項目	振動 敷地境界線上	作業禁止時間	1日当りの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日に における作業
	午前6時 ～午後7時					
第1号区域	85dB以下		午前6時 ～午後7時	10時以内	連続10以内	禁止
第2号区域			午後10時 ～午前6時	1時間以内	連続10以内	禁止

○特定建設作業の規制に伴う地域区分

第1種区域

第2種区域

第3種区域

第4種区域

第1号区域
※なお、第4種区域であっても、学校・保育所・病院・幼稚園・図書館・
特別養護老人ホーム等の敷地の周囲幅50mの区域 内を含む

第2号区域